

## 第171回千葉市情報公開審査会議事録

1 日 時：令和6年5月17日(火) 午後1時00分～午後4時20分

2 場 所：千葉市役所新庁舎高層棟5階 L会議室501

3 出席者：

(1) 委員

皆川宏之委員、田部井彩委員、米良英剛委員

(2) 事務局

渡邊市政情報室長、土谷主査、原田主任主事、荒井主任主事

(3) 実施機関（公園管理課）

佐野室長、倉重主任主事

4 議 事

(1) 諮問事項の審議（ア（ア）を除き非公開）

ア 諮問第68号

株式会社千葉ロッテマリーンズから市に送付された千葉市千葉マリンスタジアム  
指定管理者文書管理規程に係る不開示決定について

(ア) 審査請求人の意見陳述【公開】

(イ) 実施機関の説明

(ウ) 審議

イ 諮問第66号

株式会社千葉ロッテマリーンズが作成した千葉マリンスタジアム文書管理規程に  
ついて、千葉市が確認したことが分かる文書に係る不開示決定について

(ア) 実施機関の説明

(イ) 審議

ウ 諮問第72号

千葉市東部市税事務所で令和2年度から令和4年度にかけて納税（付）義務者に  
対し市税等の執行停止処分を行い、その執行停止処分が取り消されていない案件に

について、執行停止処分を行った後に、執行停止期別について連帯納税（付）義務者に送付・通知した文書に係る不開示決定について

エ 諮問第 7 3 号

特定の土地の画地認定の根拠となる資料に係る不開示決定について

オ 諮問第 6 9 号

生活保護を受給しており、かつ、居住用家屋以外の家屋保有を認められている者のケース記録等に係る不開示決定について

カ 諮問第 7 1 号

市税等滞納者にかかる滞納処分執行停止のため作成した文書に係る不開示決定について

キ 諮問第 6 7 号

病院において医師の指示で縫合手術を行っていたこと及びその虚偽説明が行われていたことに関する文書に係る部分開示決定について

(2) その他

5 議事の概要

(1) 諮問事項の審議

ア 諮問第 6 8 号

諮問第 6 8 号について、審査請求人の意見陳述及び実施機関の説明を行った。その後、諮問第 6 8 号について委員間で意見交換をした。

イ 諮問第 6 6 号

諮問第 6 6 号について、実施機関の説明を行った後、委員間で意見交換をした。

ウ 諮問第 7 2 号

諮問第 7 2 号について、事務局から概要を説明し、委員間で意見交換をした。

エ 諮問第 7 3 号

諮問第 7 3 号について、事務局から概要を説明し、委員間で意見交換をした。

オ 諮問第 6 9 号

諮問第 6 9 号について、委員間で意見交換を行い、次回開催時に審査請求人の意見陳述を実施することとした。

カ 諮問第 7 1 号

諮問第71号について、委員間で意見交換を行い、次回開催時に審査請求人の意見陳述を実施することとした。

キ 諮問第67号

諮問第67号について、事務局から概要を説明し、委員間で意見交換をした。

(2) その他

次回の開催について、別途調整し、後日連絡することとした。

6 会議経過（諮問事項の審議については非公開）

◆議事（1） 諮問事項の審議

ア 諮問第68号

（ア）審査請求人の意見陳述【公開】

（審査請求人、補佐人 入室）

（皆川会長） 千葉市情報公開審査会です。本日はご足労いただきましてありがとうございました。

それではですね、ただいまから諮問第68号について、審査請求人の方から意見陳述を行っていただきます。

傍聴人の方はいらっしゃいませんか。承知いたしました。

では、審査会の運営の都合上ですね、審査請求人及び補佐人の方にご発言していただく時間は、合わせて20分程度でお願いいたします。

また、今回の意見陳述は千葉市情報公開条例第22条第1項に基づき、審査会が審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えるという趣旨になっておりますので、今回ですね、意見陳述で審査会のほうが審査請求人の方からのご質問に答えるということはありませんので、その旨、ご了承いただければ幸いです。

また、当審査会ですね、情報公開審査会は行政不服審査法に基づく審査請求の審理の一環として、千葉市のほうの実施機関からの諮問に応じて開示決定の適法性や当・不当について審査する機関となっております。そうである以上、そうした我々の権限、審査の範囲を超えて手続として、例えば行政行為の手続としての妥当性を問うといったような審査請求の主張の事項については、ご期待に沿えない可能性がありますので、その点もご了承いただければと存じます。

以上、長くなりましたが、それでは意見陳述のほうをどうぞよろしく願いいたします。

**【意見陳述】**

(審査請求人) よろしいですか。

すみません、まず反論書の関係で、資料のほうはちょっと間が空いちゃったんで記憶があれだったんですけども、別添1、2、3という形で私、お出ししていましたっけ。

(皆川会長) はい。

(審査請求人) ありますか。分かりました。すみません、よろしくお願いします。

それではですね、もう構成上ちょっとしゃべっちゃっているのも、もしかすると今説明にあったようなお手續云々の話が出てきちゃっているかもしれないんですけども、そこはすみません。

それでは、令和5年11月3日付反論書に沿う形で反論について説明させていただきます。

まず弁明書(4)の3行目において、規程に類似するマリーンズの職員が個人的に保管していた別の文書が、審査請求人に誤って送付されたという行政文書に準ずる文書の取扱い上、大きな問題と思われる事項が存在しますが、審査請求人はその件自体、マリーンズの職員からのその後の「これが正しい文章です。誤った文書は破棄してください」という一方的なご連絡文書に納得しておりません。

そのご連絡文書自体がですね、事務連絡で外部に出していたり、ちょっと位置づけが曖昧かなと思われるんですけども、前提となる手續自体、文書の差し替えが行われている疑義があるんじゃないかと思っています。

(1)の上で、弁明書(4)の7行目から8行目において、「その内容も規程と施行日や第1条の内容が異なっているものの、全体的に規程と一致している箇所も多く」と書かれています。

それらの記述は、当初送付された文書と後日連絡により送付された文書が、内容の異なった別の文書であることを千葉市が述べているものとなっていないでしょうか。

また、保存の必要がなくなると判断できる根拠について説明してもらえていないと私は感じています。

弁明書(6)において、本件開示請求時点において、既に当該文書は廃棄済みであると説明がありまして、処分庁は、「当該文書の廃棄は、保存期間が経過する前の廃棄ではない」と認識していると記載されています。

では、本件の廃棄はどのような性質のものなのでしょうか。誤施行文書の差し替えなの  
でしょうか。ちょっとその辺をですね、審査会で説明をしていただきたいと思っています。

また、(3)について、差し替えがある場合、それは既に誤施行を受けた審査請求人の  
承諾なしに行うことができるものなのか、その辺も知りたいところです。

なぜ私がこのようなことを気にするかというと、決裁終了後の文書の修正禁止の是非と  
いう問題があるのではと思うわけです。

施行を受けた者が同意せずに施行済み文書を修正することができるのか。

修正する場合に、新たな意思決定、決裁を伴う手続が不要なのか。

皆様に審議していただきたいと思っています。

(3)について、差し替えではなく、別の妥当な手続であるという場合、一体どのよう  
な規程、根拠の基にそれが可能であるのか、市には説明していただきたいと思っています。

これら(3)(4)(5)の事項について、国では平成30年8月10日付、府公第1  
72号の通知で、新たな決裁が必要という見解に読める上、市町村などの自治体において、  
新たな決裁が不要というような言及も、私には確認できません。

それらの点の是非について、弁明書の処分庁の主張は、行政機関の方針として妥当なも  
のであるのか、問題あるものなのか、審査会で審査をお願いしたいと思います。

(補佐人) すみません、今お配りさせていただきました資料についてですね、ちょっと  
説明をさせていただきます。

審査請求人がですね、本件開示を求めている背景について、少し補足をさせてください。

今、お手元にお配りしました資料の4分の4をちょっとご覧いただければと思うんです  
けれども、こちらの表は、これは全体の表ですね。千葉市千葉マリスタジアム文書管理  
規程の対照表を作成し、疑問を追加したものになります。

左側が2022年7月7日、審査請求人が千葉市公園管理課倉重氏から提供されたもの  
で、右側が2022年10月26日付、開示文書版で指定管理者が誤施行、間違っ  
て施行したものと説明しているものになります。

この千葉市千葉マリスタジアム文書管理規程は、ちょっといろいろ問題があるのかな  
というふうに感じているところなんです、今回その部分をちょっとご案内させていた  
だきます。ご説明させていただきます。

4ページ目ですね、すみません、4分の4ページ目のところになります。附則のところ  
ですね。下段の附則のところでは

施行日が右側、2021年5月1日となっています。この部分が指定管理者の誤施行、間違っ て施行したと説明している文書で唯一異なる部分なのですが、施行日だけが異なる。担当者が個人的な資料として保持していて、誤って施行した文書というものが、どのような意図で作成されたのかがちょっと分からない、不明な状態なのかなと思っています。

二つ目、2ページ目です。すみません、4分の2のところに戻っていただいて。左側の資料では第18条、右側では第13条の部分に当たります。

重要文書を発行するに当たり、千葉市との協業を要するものについては、千葉市の決裁により決裁がなされた後でなければ、文書を発行してはならない。なお、この場合、発行済みの文書を千葉市にも送付するものとするがありますが、ここが右側だと削除されており ます。なぜ、指定管理者は千葉市の決裁を得る形式を削除したのか。発行済みの文書を千葉市へ送付しないという形式にしたのか。審査請求人は疑問を感じているところです。

3点目、1ページ目です。1ページ目に戻っていただいて、第4条のところをご覧ください と思います。

もともと、左側の規程では、重要または複雑な事項の指示、伺い、伝達、報告、回答等 は必ず文書をもって行わなければならない。軽易な業務で、事後のその処理を明らかにす る必要がないものについては、この限りではないと書かれております。

ですが、現行のほう、右側のほうの規程では、重要または複雑な事項の指示、伺い、伝 達、報告、回答等は必ず文書をもって行わなければならないまでは同じなんですけど、次 ですね。ただし、軽易な業務に関するものであり、または事後その処理を明らかにする必 要がないものなど、文書作成の必要がないと判断されるものについては、必ずしも文書を 作成することを要しないとなっている。

「または」でつながる文章、この新しい記載部分に関しては、重要な事項でも文書作成 の必要がないと判断した説明の下に、文書の作成義務の除外が可能となり得る。独自判断 で、開示対象のコントロールができる規程になっていないかというところを懸念というこ とで心配しているところであります。

審査請求人は、このように見ていくと、指定管理者の文言変更で意図する部分というの が浮き上がってくるのではないかなというふうに感じています。

その上で、浮き上がってくるこれらの疑問点をですね、千葉マリスタジアムの管理に 関する基本協定書第13条。

乙は保有文書を適正に管理するため、指定期間の初日までに保有文書の文書管理規程を

作成して、甲の確認を受けなければならないとされている。

甲である千葉市の確認を経て、認められている文書があるのか不明確であるというふう  
にちょっと感じているところです。

また、千葉市が確認したのであれば、千葉市そのものの判断に問題がないかと思う。気  
になるところであります。

審査請求人が、本審査請求の基となる開示請求を行った背景については、以上となりま  
す。

すみません。こちらからは以上です。ありがとうございました。

(審査請求人) ありがとうございます。

文書の作成義務に係る記述については、国の行政文書の管理に関するガイドラインから  
一貫して、事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないと定めら  
れているものです。今回の千葉市千葉マリスタジアム文書管理規程第4条の記載を作成  
した指定管理者も、確認した千葉市も他に例のない規程を生み出した点、斬新だと感じて  
おります。

今、補佐人に説明していただいた点に加え、本件の問題点はもう一点あります。

審査請求人の私は、千葉市千葉マリスタジアム文書管理規程という、施行日が重複す  
るような文書を3種類持っているのです。

本筋と違うとおっしゃらずに、ちょっと審査請求人が審査請求を求める状況についての  
問題点等をちょっとお付き合いいただければと思うんですけども、先ほど別添1、2、  
3という形で伺わせてもらったものの1に当たります。

令和4年7月7日に千葉市市政情報室で、一般の閲覧者等に供することにより公表する  
こととされていた文書が閲覧できる状態になっておらず、同日に千葉市公園管理課倉重氏  
よりコピーの提供を受けた2021年4月1日から施行すると記載されているもの、これ  
をこの場の皆様に別添1としてお配りさせていただいております。

この令和4年7月7日に提供された規程が①番です。

次に②番です。千葉ロッテマリーンズが2022年、令和4年8月12日付全文開示決  
定通知書の開示文書として、後日、誤施行したと説明している2021年5月1日から施  
行すると記載されているものです。

こちらは、この場の皆様に別添2としてお配りさせていただいております。

そして③番、処分庁が②と差し替えたのかどうかは分かりませんが、内容が①と文言が

全く異なるのに、2021年4月1日から施行すると記載されているものです。

これは、この場の皆様に別添3としてお配りさせていただいております。

このように、千葉市千葉マリスタジアム文書管理規程が、なぜか3種類あります。

そのため、審査請求人は、①②③それぞれの文書管理規程が、処分庁において、どの時点からどのように保管され、変更されたのかを把握したいと考えました。

先ほど、補助の方に言ってもらったように協定書の13条では、指定期間の初日までに保有文書の文書管理規程を作成して、甲、千葉市の確認を受けなければならないとされている文書管理規程を作成して、千葉市の確認を受けた記録を別途市に開示請求しております。

結果は、さきの①も②も③も、偶然、不存在により不開示でした。

従来規程の文章を無効化している部分もあるように見える規程の変更を確認した文書が、不存在であるということでした。

今回の指定管理者の誤施行文書についても、市は弁明書にあるように、偶然、元の文書は廃棄済みで不存在であると不開示決定しています。

いずれも不存在という状況、この審査会を経て、開示請求上の手続がどう判断されるのかは分かりませんが、どういう対応をされたのかというのがちょっと心配になるところではあります。

また、この文書不存在で確認できないことからの疑問点をまとめます。

2021年4月1日時点で、指定管理者及び市が、あったと説明している③の文書管理規程は、令和4年7月7日時点で本当に存在したのか。

疑問点の2として、令和4年7月7日に、2021年4月1日から施行すると記載されて存在しており、開示請求人、私に写しが提供された①の文書管理規程は、一体何なのか。

疑問点の3、③と日付だけが異なる、指定管理者の職員が個人的に保管していたものという文書管理規程は、一体何のために存在していたのか。

疑問点4、2021年4月1日から施行すると記載された①との整合を取ろうとして、5月1日付という不自然な施行日の②文書が存在するのではないのか。

というようなことを疑問に感じていて、こういう審査請求に至っているというところだったんですけども、前回中止になった令和6年1月24日の口頭意見陳述の際、ここまでのことをまとめていたんですが、今回の延期された口頭意見陳述、令和6年5月17日、この1月から5月の間に、指定管理者に別途ですね、誤施行があった場合の誤施行された

文書の写しの開示申出をしたところ、開示決定がありまして、今回、不服審査請求の基となった不存在的なはずの誤施行された文書が開示されました。

市の弁明書では、開示制度の対象外の文書だから廃棄したという主張をしているのではないのでしょうか。市と指定管理者の整合性は、一体どうなっているのでしょうか。

今回の冒頭にあるように、マリーンズの職員が個人的に保管していた別の文書が審査請求人に誤って送付されたことといい、市や指定管理者のガバナンスは現状どうなっているのか、心配になります。

誤施行された文書が開示制度の対象なのか、そうでないのか。

誤施行された際の意思決定文書があるのか、ないのか。

誤施行文書が破棄された際の意思決定文書があるのか、ないのか。

このような疑問たちが解消されることを望みたいですし、それがかなわないとしても、このような形で一言一句、記録に残ることは意義があると考えています。

今回の不服審査請求がどう帰着するのかは分かりませんが、市と指定管理者は、整合の取れていない手続については取消しをするなど、適切な対応を取ってほしいと思います。

その上で、これらの審査を含めた一連のものが、市の正しい文書処理の実施の一助となることを望みたいと思っています。

以上であります。

(皆川会長) ありがとうございます。

今の意見陳述をお聞きいただいて、審査員の皆様から何かご質問等おありでしょうか。

1点、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、意見陳述どうもありがとうございました。

今のご説明をいただいたところ、反論書にもお書きいただいているところの、今、ご説明いただいた反論書の2の(7)からですかね。文書管理規程が3種類存在するという、その点の扱い、管理、手続などについて疑問を持たれているというようなお話をいただきました。ありがとうございます。こちらを反論書で書かれているその趣旨といたしますか、どうお考えかということの確認をさせていただければと思うんですが、こちらは処分庁である千葉市が廃棄したので不存在的だというふうに決定した誤施行した開示文書が、処分庁にやっぱり存在をしているはずだというご主張と考えるとよろしいのでしょうか。

(審査請求人) 考え方としては、そうですね。

それもありますし、存在していないにしても存在をしないと回答する理由というのが不

適当ではないかと思うんですよね。

(皆川会長) 分かりました。

(審査請求人) さらに言うと、本来これは開示の対象ではないのではないかとこのころもあります。これ、開示の対象になっているのが規程なんですね。指定管理者といえ、市といえ、本来公開しているものを開示している。本来は、だからこれは対象外で不開示じゃないんですかというのものもあるんですね。

しかも不開示にした理由と、あと経緯というのが非常に今説明させていただいたとおり、ちょっとガバナンスは大丈夫ですかというような状態になっているので。

(皆川会長) 承りました。ありがとうございました。

冒頭にもお話をさせていただきましたように、我々、処分庁の開示行為が妥当だったかどうかという、そちらのほうを主に審査する機関となっておりますので、その点はまた、改めてですがお含みおきいただければと思います。

それでは、委員の皆様よろしいでしょうか。

それでは、大変お疲れさまでした。意見陳述はここまでとさせていただければと存じます。ありがとうございました。

(審査請求人) ありがとうございました。

(皆川会長) お疲れさまでした。ありがとうございました。

(審査請求人、補佐人 退出)

◆諮問事項の審議 以下非公開